第32回 湧水町農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和5年2月24日(金)午前9時~午前10時35分 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール 2. 開催場所 3. 出 席 委 員 (14名) 会 長 15番 会長代理 1番 委 員 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番 8番 9番 10番 11番 12番 13番 4. 欠 席 委 員 (1名) 12番 5. 議事日程 開会 1 2 議事日程について 議事録署名委員の指名について 3 4 会期の決定について 5 事務局報告 ① 合意解約報告書 (11件) ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (6件) 6 付議事件及び順序について 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1 件) 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 5 件) 日程第3 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 1 件) 日程第4 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 4 件) 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 2 件) 日程第6 農地利用状況調査に係る非農地決定について (議案 1 件) 日程第7 令和5年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について (議案 1 件) 日程第8 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について (議案 1 件) 7 その他農政一般事項 閉 会 8
 - ※ 総会後の日程
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議 長 それでは只今から、第32回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員より所用のため出席できない旨の連絡がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本 日の議事録署名委員は、4番〇〇委員と5番〇〇委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日 限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が11件提出されてい ます。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書 11 件です。番号 1。貸人, 湧水町米永 ○ ○。借人, 湧水町木場 ○○ 土地の所在 米永字島廻○○ 田 ○○㎡。 あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日から令和14 年4月30日。解約の理由、湿田により耕作条件が悪いため。利用権の種類、 賃貸借。土地の引渡しの時期,令和5年1月 13 日。番号2。貸人,湧水町 鶴丸 ○○。借人,湧水町中津川 ○○。土地の所在,鶴丸字下新田○○ 田 ○○m² 外 4 筆 計 5 筆 4,169 m²。あっせん等の希望は無です。契 約の期間,令和2年7月16日から令和12年7月15日。解約の理由,耕作 者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4 年12月21日。番号3。貸人,湧水町北方 ○○。借人,湧水町田尾原 ○ ○。土地の所在、北方字内原○○ 田 ○○㎡。外 1 筆 計 2 筆 3,454 m。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年5月1日から令和 9年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸 借。土地の引渡しの時期、令和5年1月18日。番号4。貸人、湧水町木場 ○○。借人,湧水町木場 ○○。土地の所在,木場字上掛○○ 田 ○○ m。あっせん等の希望は無です。契約の期間,令和3年5月25日から令和 8年5月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸 借。土地の引渡し時期、令和5年1月1日。番号5。貸人、湧水町北方 ○ ○。借人, 湧水町川添 ○○。土地の所在 北方字本堂○○ 畑 ○○㎡。 あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年4月26日から令和7 年3月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類,賃貸借。 土地の引渡しの時期,令和5年1月31日。番号6。貸人,湧水町幸田 ○ ○。借人, 伊佐市菱刈 ○○。土地の所在, 幸田字吉原○○ 田 ○○㎡。

外 3 筆 計 4 筆 5,307 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間,令

和2年1月1日から令和11年12月31日。解約の理由、耕作者を変更する ため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年1月31日。 番号7。貸人,湧水町鶴丸 ○○。借人,湧水町鶴丸 ○○。土地の所在, 中津川字松ケ迫〇〇 田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、 令和3年1月1日から令和7年12月30日。解約の理由,土地売買のため。 利用権の種類,賃貸借。土地の引渡しの時期,令和4年10月31日。番号 8。貸人,湧水町川西 ○○。借人,湧水町川西 ○○。土地の所在 川 西字塚ノ原○○ 田 ○○㎡。外6筆 計7筆 3,383 ㎡。あっせん等の 希望は無です。契約の期間、令和元年8月27日から令和6年8月31日。 解約の理由,耕作者を変更するため。利用権の種類,使用貸借。土地の引 渡しの時期, 令和5年3月31日。番号9。貸人, 湧水町鶴丸 ○○。借人, 湧水町鶴丸 〇〇。土地の所在 鶴丸字古田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん 等の希望は無です。契約の期間、令和4年5月1日から令和10年4月30 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の 引渡しの時期,令和5年2月8日。番号10。貸人,湧水町川西 ○○。借 人,湧水町川添〇〇。土地の所在 川西字前畑〇〇 畑〇〇㎡。あっせん 等の希望は無です。契約の期間、令和2年3月25日から令和7年3月31 日。解約の理由、土地売買のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡 しの時期, 令和5年2月8日。番号11。貸人, 湧水町田尾原 ○○。借人, 湧水町田尾原 ○○。土地の所在、田尾原字馬越○○ 田○○㎡。あっせ ん等の希望は無です。契約の期間、平成29年7月1日から令和9年6月 30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土 地の引渡しの時期、令和5年2月10日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声)

議 長 無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。次に、農地法第3条の 3第1項の規定による届出書が6件提出されています。事務局の説明を求 めます。

事務局 4ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。番号1。権利取得者,北海道室蘭市 ○○。権利取得日,令和4年8月30日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,恒次蛭牟田○○田 ○○㎡ 外11 筆 計12 筆 14,439 ㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者,湧水町北方 ○○。権利取得日,令和4年12月28日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,北方新替○○田 ○○㎡外8 筆 田5 筆 畑4 筆の計9 筆8,620 ㎡。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者,鹿児島市 ○○○○。権利取得日,令和4年

10月17日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,般若寺山川〇 田 〇㎡ 外1筆 田1筆 畑1筆の計2筆 2,872㎡。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者,湧水町北方 〇〇。権利取得日,令和5年1月27日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,幸田笹ヶ野〇 田〇㎡ 外5筆 田4筆 畑2筆の計6筆7,981㎡。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者,湧水町川西〇。権利取得日,令和5年1月31日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,中津川外古川〇〇畑 〇一㎡ 外2筆 田1筆 畑2筆の計3筆 3,371㎡。あっせん等の希望は無です。番号6。権利取得者,湧水町木場 〇〇。権利取得日,令和4年10月24日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,中本10月24日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,木場踏切〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声)
- 議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第 338 号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設 定の審査を行います。整理番号1号から整理番号49号まで、事務局の説明を求めます。
- 事務局 5ページです。日程第1 議案第338号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から49号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田102,980㎡,畑7,378㎡,小計110,358㎡。6ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田89,164㎡,畑4,524㎡。使用貸借分の田13,816㎡,畑2,854㎡。合計で田が102,980㎡,畑7,378㎡,合計110,358㎡です。7ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。
- 議 長 それでは、整理番号1号について、審査します。整理番号1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、11番○○ 委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時、休憩します。

(○○委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。ただいま事務局の整理番号1号の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号の資格審査については、承認す

ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の利用権設定に係る資格審査について は、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議長休憩を閉じ会議を開きます。

議長次に、整理番号2号について、審査します。整理番号2号につきましては、 農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、13番〇〇委員が 抵触しますので、退席を求めるため暫時、休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。ただいま事務局の整理番号2号の説明報告 に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

8 番 ○○です。借賃のところが 107,500 円になっているのですがこれはど ういうことですかね。

事 務 局 その部分はですね, 反当 25,000 円ということで, 107,500 円での契約をされているようです。

議 長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号の利用権設定に係る資格審査について は、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 それでは、整理番号3号から整理番号49号について審査します。整理番号3号から整理番号49号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号から整理番号49号の資格審査 については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号から整理番号49号までの利用権設定に 係る資格審査については、承認することに決定しました。以上で、農業経 営基盤強化促進法の資格審査についてを終わります。

議 長 次に、日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について に移ります。議案第339号から議案第343号までの5議案を一括上程 します。事務局の説明を求めます。

20ページです。日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申 事務局 請について。議案第339号。権利,所有権移転。土地の所在,川西字柿木 地目は田 農振内○○㎡。渡人,湧水町中津川 ○○。受人,湧水町川添 ○○。経営面積, 5,833 m²。外はお目通しください。労力総数2。申請事 由, 相手方の要望による贈与です。次に議案第340号。権利, 所有権移転。 土地の所在,中津川字松ケ迫○○ 地目は田,農振内○○㎡。渡人,湧水 町鶴丸 〇〇。受人,湧水町鶴丸 〇〇。経営面積,2,979 m°。外はお目 通しください。 労力総数 2。 申請事由, 規模拡大。 売買価格は 10 万円です。 次に議案第341号。権利,所有権移転。土地の所在,川西字前畑〇〇 地 目は畑 農振内○○㎡。渡人,湧水町川西 ○○。受人,湧水町川添 ○ ○。経営面積, 12, 182 m°。外はお目通しください。労力総数 2。申請事由, 規模拡大。売買価格は1万円です。次に議案第342号。権利,所有権移転。 土地の所在、米永字六日田〇〇 地目は田 農振内〇〇㎡。渡人、霧島市 隼人町 ○○。受人,湧水町米永 ○○。経営面積,3,168 ㎡。外はお目 通しください。労力総数2。申請事由、従姉からの贈与です。次に議案第 343 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 米永字橋町○○ 地目は田 農 振外○○㎡。渡人,湧水町木場 ○○。受人,湧水町木場 ○○。経営面 積, 6,011 m²。外はお目通しください。労力総数 2。申請事由、規模拡大。 売買価格は50万円です。以上です。

議 長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。議案第339号について 審議します。議案第339号は、現地調査が行われていますので、調査委員 の報告をお願いします。

1 番 1番○○が報告します。農地法第3条に係る議案第339号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 339 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 339 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議 長 次に,議案第340号について審議します。議案第340号は,現地調査が行われていますので,調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4番○○が報告します。農地法第3条に係る議案第340号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページ、5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第340号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 340 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長 次に,議案第341号について審議します。議案第341号は,現地調査が行われていますので,調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4番○○が報告します。農地法第3条に係る議案第341号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、6ページ、7ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等なければ、議案第341号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 341 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長 次に、議案第342号について審議します。議案第342号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 3 番 3番○○が報告します。農地法第3条に係る議案第342号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第342号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 342 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長 次に、議案第343号について審議します。議案第343号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 3 番 3番○○が報告します。農地法第3条に係る議案第343号の現地調査の報告をいたします。調査日 時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページ、11ページ、12ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第343号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第343号につきましては、許可相当と認め許可

することに決定しました。

議 長 以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請について を終わり ます。

議 長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題と します。議案第344号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 22ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第344号。所在,恒次字坪迫〇〇 畑 外2筆 計3筆 農振外。計5,033 ㎡。二種農地。申請人,湧水町恒次 〇〇。形態,転用。用途,山 林。申請事由,申請地の周辺が山林であり,日当たり悪く生産性が低いた め,クヌギを植林し土地の有効利用を図る。以上です。

議長 議案第344号を審議します。議案第344号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番○○が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 344 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の 13 ページから 16 ページを参照してください。周囲の状況は、北は道路、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第344号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、3,000㎡超えることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第344号については、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります

議 長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第345号から議案第348号までの4議案を一括

上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

23ページです。日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可 申請について。議案第345号。権利,所有権移転 所在,恒次字平下〇〇 畑 農振外○○㎡。外1筆 計2筆 合計264㎡。二種農地。渡人,湧水 町恒次 ○○。受人,湧水町恒次 ○○。用途,通路。申請事由,地域の 墓地への通路が無いため、通路に転用したい。土地利用図、事業計画書、 被害防除計画書, 被害防除誓約書, 始末書が添付されています。 議案第 346 号。権利,所有権移転。所在,北方字原牟田○○ 畑。農振外 ○○㎡。 一種農地。渡人,久留米市諏訪野町 ○○。受人,湧水町木場 ○○。用 途、農業用施設。申請事由、水耕栽培のビニールを建てる予定であり地下 水の質や広さ・日当たり等適していると判断したため。土地利用図、事業 計画書,被害防除計画書,被害防除誓約書,土地改良区意見書が添付され ています。議案第347号。権利,所有権移転。所在,田尾原字供養塚○○ 畑 ○○㎡ 外1筆 合計231㎡。農用地区域内農地。渡人,湧水町田尾 原 ○○。受人,湧水町田尾原 ○○。用途,農業用施設。申請事由,農 業用倉庫及び駐車場を取得して、経営の安定を図りたい。土地利用図、事 業計画書,被害防除計画書,被害防除誓約書,始末書が添付されています。 議案第 348 号。権利,所有権移転。所在,中津川字中水流○○ 畑 ○○ m² 二種農地。渡人,湧水町般若寺 ○○。受人,湧水町川西 ○○。用 途,資材置場。申請事由、自動車関連の板金塗装・ロードサービス・新車 中古車販売・車検の各事業をしている。管理する自動車等の資材置き場が なく、事業の推進が困難になっており、近傍に資材置き場が必要である。 土地利用図,事業計画書,被害防除計画書,被害防除誓約書が添付されて います。以上です。

議長 まず、議案第345号を審議します。議案第345号については、現地調査が 行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番○○が報告します。農地法第5条に係る議案第345号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の17ページから21ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は通路、南は道路、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書、顛末書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問

題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第345号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第345号については、許可相当と認め県知事に 進達することに決定しました。

議長次に、議案第346号を審議します。議案第346号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3番○○が報告します。農地法第5条に係る議案第346号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の17ページ、22ページから25ページをご参照ください。周囲の状況は、北は田、東は道路、南は宅地、西は田です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第346号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、第1種農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第346号については、許可相当と認め県農業会 議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しまし た。

議 長 次に、議案第347号を審議します。議案第347号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番○○が報告します。農地法第5条に係る議案第347号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書

一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の17ページ、26ページから29ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畑、東は道路、南は畑、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書、顛末書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第347号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、農用地区域内農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

- 議 長 異議なしと認めます。議案第347号については、許可相当と認め県農業会 議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しまし た。
- 議長 次に、議案第348号を審議します。議案第348号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1番○○が報告します。農地法第5条に係る議案第348号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の30ページから33ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は田、南は田、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。
- 9 番 9番○○です。教えてください。ここの農地は所有権移転でまだそんなに 永くは経過していないと思うのですが、それがいつ頃だったのか。それと 差し支えなければ購入価格は、いくらだったか教えてください。

事務局 議案第348号の所有権移転の時期は、令和元年12月25日売買になっております。約3年余り経過しております。当時は規模拡大ということでしたがこの受人の〇〇さんからどうしても譲って欲しいということで今回5条の申請をされたと聞いております。また、対価については、15万円と申請書には記載されております。

議 長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第348号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第348号については、許可相当と認め県知事に 進達することに決定しました。以上で、農地法第5条の規定による所有権 移転の許可申請について を終わります。ここで、10時10分まで、暫時 休憩します。

(休息9:58~10:10)

- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、日程第5 非農地証明願の申請審議に ついて を議題とします。議案第349号から議案第350号までの2議案を 一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 25ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第349号。願出人,鹿児島市 ○○。土地の所在,般若寺字馬道○○ 地目は畑面積は○○㎡。所有者は本人です。非農地とする理由,申請地は,平成25年頃より耕作放棄により荒廃化したため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条(2)(4)。次に議案第350号。願出人,湧水町川西 ○○。土地の所在,中津川字外古川○○ 地目は畑 面積は○○㎡。所有者は本人です。非農地とする理由,申請地は,平成14年より夫が病気のため耕作できずに荒廃化し,農地への復元が困難である。非農地判定基準,湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条(2)(6)。以上です。
- 議 長 先ず,議案第349号について審議します。議案第349号つきましては,現 地調査が行われていますので,調査委員の報告をお願いいたします。
- 1 番 1番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第349号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の34ページから37ページをご参照ください。調査意見は、平成25年頃より耕作放棄により荒廃化したため、今後農地への復元が困難

な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第4号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第349号については調査委員の報告は非 農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異 議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案 349 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。次に議案第 350 号について審議します。 議案第 350 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 4 番 ○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第350号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の34ページ、38ページから40ページをご参照ください。調査意見は、平成14年より夫が病気のため耕作できなかったことにより荒地化し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第350号については調査委員の報告は非 農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異 議ございませんか。

- 議 長 異議なしと認めます。議案 350 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。
- 議 長 次に、日程第6 農用地利用状況調査に係る非農地決定について を議題 とします。議案第351号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、資料の26ページをご覧いただきたいと思います。日程第6 議

案第 351 号農用地利用状況調査に係る非農地決定について 今回鶴丸地区の田、畑を15筆の非農地の決定をお願いしたいと思います。内訳としましては、田が12筆で8,547㎡、畑が3筆で1,211㎡計15筆で、9,758㎡です。現況としましては、それぞれ、荒廃田、山林、荒廃畑となっている状況でございまして、もう永く赤判定となっているところです。非農地判定基準としましては、第2号、第6号、第7号、第4号をそれぞれ適用してあります。調査委員としましては、○○農業委員と○○推進委員が令和4年度に農地利用状況調査によって、決定した内容につきまして今回上程しているものでございます。15筆とも資料の方でご確認をお願いいたします。それと資料につきましては、別紙の方でカラー刷りのA3の用紙があります。令和元年の状況ですが、それぞれ地番を記載してありますので、参考にしていただけたらと思います。以上です。

- 議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 351 号については、非農地と決定する ことにご異議ございませんか。

- 議 長 異議なしと認めます。議案 351 号につきましては、非農地と決定すること に決定しました。以上で農地利用状況調査に係る非農地決定について を 終わります。
- 議 長 次に、日程第7 令和5年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定に ついて を議題とします。議案第352号を上程します。事務局の説明をお 願いいたします。
- 事務局 27ページです。日程第7 議案第352号。令和5年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について。2月7日に農作業標準賃金調査検討会を開催いたしました。始めに改定をすることとなりました理由について説明させていただきます。まず(1)農作業標準賃金の方ですが、こちらは農業者の方が、作業員を臨時で雇用する際に目安となる一人当たりの賃金となっております。昨年10月に鹿児島県の最低賃金が1時間あたり821円から853円へ改定がありました。令和4年度より一日当たり256円あがっておりますので、令和5年度は一日あたり8時間6,824円で提案させて頂きたいと思います。次に(2)農作業標準作業料金についてですが、こちらにつきましては、近年燃料価格、農業用資材、機械等の高騰により農作業を受託される方の負担というのもかなり大きくなっており、また令和2年度より大幅な料金改定を行っていないことより、今回主に機械等を伴う農作業標準作業料金を見直すものであります。28ページの一覧表をご覧いただければと思いますが、

検討会の中では一律 500 円上げた方がいいとの意見が多数ありましたので、今回このような料金で提案させて頂きたいと思います。また別途参考資料も添付しております。主なものを説明させていただきますと、(2) 軽油・ガソリン価格についてですが、軽油価格が平成28年に107円であったものが現在157円です。同様にガソリンも平成28年は112円でしたが、現在は164円となっております。ここ数年で燃料代がこれだけあがっておりますが、作業料金はこの間100円の改定となっておりました。また近隣市町村の状況ですが、姶良市については、300円から500円程度で改定をする見込みだということです。また霧島市も改定予定だということです。また2枚目については令和4年度の資料ですが、近隣市町村との比較表もつけておりますのでご覧いただければと思います。以上です。

議 長 先ず、令和5年度農作業標準賃金について、ご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問・ご意見等がなければ、令和5年度 農作業標準賃金 については、 昨年10月に鹿児島県最低賃金が、1時間当たり821円から853円に改定されたことに伴い、最低額を6,824円に引き上げるとともに、圃場条件や作業の質及び量を考慮して双方で決められるよう上限を決めない設定とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。それでは、令和5年度農作業標準賃金については、 1日6,824円からということで決定しました。次に、令和5年度農作業標 準料金について、ご質問ご意見等ございませんか。
- 8 番 ○○です。農作業標準作業料金の決定についてとなっていますがもう 決定されてものかなと思いますが意見ということですので。一律 500 円 というのは仕方がないと思います。ただ、水田耕起なんかは 500 円上がる と 5,600 円、他の作業が割合的には、安くなっていたのでいいかなと思う のですが、ソバ収穫作業料金は去年 5,700 円から 7,000 円になったと思う のですがまた今度 7,500 円になるということなので、去年も上げたのにと いう気にもなります。でも事情があると思うので一応意見として申し上げ ました。
- 事務局 去年のソバの収穫作業料金については、近隣自治体と比較し安価であった ため7,000円に値上げを行いましたが、今回は、燃料費、資材等の高騰に より他の作業料金と併せて500円引き上げたということでございます。
- 議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問・ご意見等がなければ、農作業標準料金につきましては、町農作業標準賃金調査検討会で検討された料金のとおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局

議 長 異議なしと認めます。令和5年度農作業標準料金につきましては、 町農作業標準賃金調査検討会で検討された料金のとおりとすることに決定 しました。以上で、令和5年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定 について を終わります。

議 長 次に日程第8 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について を議題 とします。議案第353号を上程します。事務局の説明を求めます。

> 資料 29 ページをご覧ください。日程第8 議案第 353 号農業委員会の法令 遵守の申し合わせ決議について です。この決議につきましては、令和元 年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会において,「農業委員会 の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたこと受け、すべて の農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することは、 もとより綱紀の保持に一層努めるため、総会において申し合わせ決議を行 うものです。また、「農業委員会の法令遵守の等の申し合わせ決議」につき ましては,毎年度1回以上の実施が求められております。委員の皆様に決 議案を朗読して理解を求めたいと思いますので宜しくお願いいたします。 それでは読み上げます。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち 農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農 業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利 用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可 に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用 はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業 委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底す るため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に 農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同 第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保 すること。
- 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年2月24日 湧水町農業委員会。以上です。
- 議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 353 号は原案のとおり決議することに ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございません か。
- 1 番 1番○○です。教えてください。議案番号 343 号 農地法第 3 条の規定に よる所有権移転の許可申請 これで、相続人が誰もいない場所なんですよ ね。これの金額が 500,000 円ということで、この 500,000 円はどこにいく んですかね。わかっていれば教えていただきたい。
- 事務局 この〇〇さんは、親戚の方おられるのですが、すべて相続放棄をされており この500,000円は国の方に行きます。以上です。
- 議 長 他に、ありませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部 終了いたしました。これで、第32回湧水町農業委員会定例総会を閉会し ます。

(閉会)午前10時35分

4	番			
_	ΔĪ.			
5	<u> </u>			
議	長			